

# 南房総市は「パブリックコメント手続制度」を導入します！

## ＜制度導入の目的と趣旨＞

パブリックコメント手続制度の「パブリック（public）」は「公衆」、「コメント（comment）」は「意見」の意味です。

この制度は、市が政策等を決めるときに、その案を広く市民に公表し、市民から寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討し、その検討結果（最終案）とともに寄せられた意見等に対する結果と理由をあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

導入目的は、市の政策案などを策定の段階で事前に明らかにし、市民に説明する機会を設け、その案に対する様々な意見を提出してもらい、市民の多様な意見を市政に反映させていくことです。

そうした透明性の高い行政運営を行うことにより、市民とともに歩む協働の市政の推進を展開していきます。

## ＜対象とする計画など＞

- 1 総合計画や市の基本的な政策を定める計画または個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定または改定
- 2 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例または市民の皆さんに義務を課し、権限を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものは除く）の制定または改廃
- 3 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定または改定
- 4 1～4に掲げるもののほか、実施機関（※）が特に必要と認めるもの

（※）「実施機関」とは、市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会および固定資産評価審査委員会をいいます。

## ＜意見を提出できる方＞

- 1 市内に住所を有する方
- 2 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 3 市内の事務所または事業所に勤務する方
- 4 市内の学校に在学する方
- 5 市税の納税者
- 6 1から5以外で、実施機関が行う政策などに利益または損害を受ける方

## ＜制度の適用が除外される場合＞

- 1 法令などにより意見などの聴取に関する定めがある場合
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの
- 3 迅速性または緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるものおよび実施機関に裁量の余地がないもの
- 4 対象事案を委員会、審議会などがこの要綱に準じた手続を経て策定した報告・答申などを尊重して決定した場合で、実施機関が改めてパブリックコメント手続を実施する必要がないと判断した場合